三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

三重労働局長　林　　雅彦

第４号中「１時間848円」を「１時間864円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

三重労働局長　林　　雅彦

第４号中「１時間834円」を「１時間850円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

三重労働局長　林　　雅彦

第４号中「１時間869円」を「１時間885円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

鳥取労働局長　内田　敏之

第４号中「１時間753円」を「１時間764円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間798円」を「１時間820円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間826円」を「１時間847円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間846円」を「１時間867円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

公　告

諸事項

観光施設財団

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号**株式会社鈴木商会**の観光施設財団に新潟県妙高市大字関山妙高山国有林第28林班赤倉熊堂スキー場の工作物を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年 11 月 22 日

新潟地方法務局上越支局

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
　宇治田株式会社
２．代表者の氏名　破産管財人　山西　陽**裕**
３．住所　和歌山県和歌山市古屋82番地の１
４．配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
　7,000,000円　①
⑵　発行保証金の還付手続きに必要な費用
　86,060円　②
　うち　官報等公示費用　74,088円
　証明書等郵送費用　11,972円
⑶　配当の対象となる額（①－②）
　6,913,940円
⑷　権利の実行に係る申出等の総額
　471,500円
⑸　申出者等の人数　73人
⑹　配当の割合　100.00％

※資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定による還付手続きに必要な費用（上記②）については歳入徴収官近畿財務局総務部次長に支払うこととする。

平成 28 年 11 月 22 日

近畿財務局長　美並　義人

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第６０４２号
長崎市栄町３番14号
申立人　株式会社長崎銀行
本籍長崎県佐世保市湊町57番地、最後の住所長崎県佐世保市須田尾町400番地、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日平成28年４月15日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和23年11月14日、職業自営業
被相続人　亡　小山　　登
長崎県佐世保市川下町460番地２、事務所長崎県佐世保市上相浦町５番３号　ミレニアム松尾１階
相続財産管理人　辻　　晃代
長崎家庭裁判所佐世保支部

平成２８年（家）第２０３５８号
大分県大分市大字奥田138番地の１
申立人　浅野多香子
本籍大分県大分市大字廻栖野850番地、最後の住所大分県大分市大字奥田179番地の３、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日平成28年７月24日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和31年11月14日、職業無職
被相続人　亡　小川　博敬
事務所大分県大分市都町１丁目３番22号大分都町ビル２階首藤法律事務所
相続財産管理人　首藤　裕好
大分家庭裁判所

平成２８年（家）第７０１２号
沖縄県那覇市古島２丁目17番地９
申立人　崎浜　秀和
本籍沖縄県名護市字名護4986番地、最後の住所沖縄県名護市字名護4986番地、死亡の場所沖縄県名護市、死亡年月日昭和48年４月12日、出生の場所不詳、出生年月日明治34年10月２日、職業不詳
被相続人　亡　山田　カメ
沖縄県沖縄市宮里４丁目14番15号　２階
相続財産管理人　中石　　求
那覇家庭裁判所名護支部

平成２８年（家）第５０６６号
茨城県取手市清水747番地
申立人　株式会社コーエー
本籍茨城県取手市米ノ井520番地１、最後の住所茨城県取手市片町252番地　サンハイツ藤代503、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日推定平成27年12月10日、出生の場所朝鮮平安南道平壌府、出生年月日昭和15年７月５日、職業不明
被相続人　亡　中村　邦道
事務所茨城県取手市藤代南３丁目11番地２
相続財産管理人　司法書士　戸田　　進
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部